市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第５号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４３条の２第１項の規定に基づき、市長、法第１３８条の４第１項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（法第２４３条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（市長等の損害賠償責任の一部免責）

第２条　市長等の市に対する損害を賠償する責任について、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額のうち、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７３条第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を超える額を免責する。

⑴　市長　６

⑵　副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委

員　4

⑶　公平委員会、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会の委員又は水道事業若しくは病院事業の管理者　2

⑷　職員（前２号に掲げる職員を除く。）　1

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。